

# 自殺対策 100 日プラン

～年末・年度末に向けた「生きる支援」の緊急的拡充へ～

平成 21 年 11 月 27 日

自殺対策緊急戦略チーム

「自殺対策 100 日プラン」については、厳密に何月何日から／までの 100 日間ということではないが、本日（11 月 27 日）から、例年自殺者数が最も多く、戦略チームとして最も懸念している本年度末まで概ね 100 日程度※であることから、関係者一同が「この 100 日間で、できることは全て実行に移そう」と心を一つにするためのキーワードとして付したものである。（※正確には 3 月 1 日までであれば 95 日である。）

# 目 次

## I. 基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### 1. 基本認識

我が国は「自殺戦争」の渦中にあり、自殺に追い込まれる人を一人でも減らすために、特にこの年末・年度末に向けて、政府が主導的な役割を担いながら社会全体で自殺対策を緊急的に推進していく必要がある。

### 2. 3つの基本戦略

- (1) 自殺対策を「生きる支援」として推進
- (2) 支援者本位ではなく当事者（現場）本位の対策へと転換
- (3) 実務と啓発を両輪にして国民運動を展開

## II. 具体的な対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 1. 自殺が増加する3月を「自殺対策強化月間（仮称）」に

- (1) 政府が主導的な役割を担いながら、各界にも呼びかけて実施
- (2) 国民運動として自殺対策キャンペーンを展開

### 2. 3月までの100日間で実施すべき4つの緊急的施策

- (1) 自殺実態（地域別・時期別、危機経路別）に基づいた対策の立案
- (2) 失業者や経営者等のハイリスク群を対象とした総合的支援
- (3) 自殺多発地（ハイリスク地）を拠点にした総合的支援
- (4) 支援策を最大限活用するためのツール開発

### 3. 中期的な視点に立った施策

■社会全体で自殺対策に取り組む ■相談・早期対応体制を充実・強化する ■状況分析や実態解明を進めて効果的な対策を講ずる ■制度・慣行にまで踏み込んだ対策に向けて検討する ■ハイリスク地・ハイリスク者について重点的に対策を講ずる ■自殺未遂者のための支援を強化する ■自殺者の遺族のための支援を強化する ■推進体制を強化する ■地域のワンストップ総合相談体制のあり方を検討する

## III. 対策を進めるにあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

### 1. 自殺対策に関連する社会資源の最大限活用

- (1) 民間団体との連携強化
- (2) 地域自殺対策緊急強化基金の活用

### 2. 縦割りを越えた他分野の施策との積極的な連携・連動

- (1) 緊急雇用対策との連動
- (2) 多重債務者支援との連動
- (3) 中小企業支援との連動

# 自殺対策 100 日プラン

## I. 基本的な方針

### 1. 基本認識

- ・我が国はいま、「自殺戦争」の渦中にある。毎日 100 人の方が自殺で亡くなり、その 4、5 倍もの方が遺族になっていく。そんな異常な事態が、平成 10 年以降、11 年間も続いている。本日発表された今年 10 月末の自殺者数（暫定値）も 2 万 7644 人と、昨年をも上回るペースで増え続けており、このままいけば 12 年連続「年間自殺者 3 万人」という深刻な事態は避けられそうにない\*<sup>1</sup>。
- ・平成 19 年に策定された『自殺総合対策大綱』には、自殺は「追い込まれた末の死」とであると謳われている。事実、「自殺者の 72%が、亡くなる前に何らかの専門機関に相談に行っていた」とする、民間団体の調査結果もある。自殺と言っても、多くの場合、「もう生きられない」「死ぬしかない」という状況の中で不本意な死を強いられているのであって、そうした人が増え続けていく事態を、私たちは決して看過することはできない。
- ・特に、我が国では、雇用情勢と自殺者数との間に強い相関関係が見られること等から、この年末・年度末に向けて、緊急的な対策が求められている。10 月の失業率は 5.1%と先月より若干改善されたものの、完全失業者数は 344 万人と 12 か月連続して増加。このままでは自殺者がさらに急増しかねない\*<sup>2</sup>。
- ・鳩山政権がめざす「国民一人ひとりが安全と安心、いきがいを実感できる社会」を実現させるためにも、自殺の問題は避けて通ることはできない。社会全体の歪みの象徴としてこの問題を捉え、政府が主導的な役割を担いながら国民運動として自殺対策を総合的に推進していく必要がある。
- ・このような基本認識の下、今般、「自殺対策緊急戦略チーム（以下、「戦略チーム」という。）」として、『自殺対策 100 日プラン～年末・年度末に向けた「生きる支援」の緊急的拡充へ～』を取りまとめたところである。

\*<sup>1</sup> 現在、20 代、30 代の死因第一位は自殺。30 代の自殺は去年、過去最多を記録した。

\*<sup>2</sup> 「ハローワーク心の健康相談」を利用した失業者の内、1 か月以内に「死にたいと思ったことがあった」と回答した人は 78%、「実際に自殺をしようとしたことがあった」と回答した人は 22%に上った。

## **2. 3つの基本戦略**

### **(1) 自殺対策を「生きる支援」として推進**

- ・自殺を「追い込まれた末の死」と捉えれば、自殺対策とは「自殺に追い込まれようとしている人が、生きることを選択できるようにするための支援」、すなわち「生きる支援」ということになる。
- ・また、自殺の要因は決して単純ではなく、失業や多重債務、過労や介護疲れ、うつ病等、一人の自殺の背景には平均4つの要因が潜んでいるといわれることから、「生きる支援」を実践する際は、関係機関の緊密な連携が必要となる。【資料①自殺の危機経路】

### **(2) 支援者本位ではなく当事者（現場）本位の対策へと転換**

- ・これまでの自殺対策は、国や自治体等の支援者側の視点で立案されてきたため、「総合的」と謳いながらも、実際には縦割りや細切れになりがちだった。そのため、現場の複雑な状況に対応し切れず、必ずしも十分に機能していないとの指摘も多かった。
- ・今後は、対策を効率的かつ効果的に推し進めるためにも、現場の実態や当事者のニーズを把握することから対策を立案する必要がある。自殺（問題）の実態を把握し、その分析に基づいて総合的な対策を立案。そして、その実施に必要な連携を図りながら推進していかなければならない。

### **(3) 実務と啓発を両輪にして国民運動を展開**

- ・自殺対策への理解が進めば、実務的な取組みがより一層進むことが期待される。今後は、実務的な取組みを、常に啓発的な効果を意識しながら行う必要がある。
- ・一人でも多くの人に、「自殺は私たちにとって身近で深刻な社会問題であり、社会全体で自殺対策に取り組まなければならない」といった意識を共有してもらうためにも、国民運動として啓発活動を推し進めていく。

## II. 具体的な対策

### 1. 自殺が増加する3月を「自殺対策強化月間（仮称）」に

#### (1) 政府が主導的な役割を担いながら、各界にも呼びかけて実施

- ・例年、自殺者数が最も多いのは年度末の3月である。自殺総合対策会議等において、3月を「自殺対策強化月間（仮称）」と定め、各府省が関係施策を実施する。
- ・政府が主導的な役割を担いながら、各界の代表者にも呼びかけて国民運動として自殺対策の啓発を推し進める。
- ・地方公共団体においても、毎年3月に重点的に自殺対策に取り組むよう要請するとともに、キャンペーンへの参加を促す。【資料②3月の自殺者数】

#### (2) 国民運動として自殺対策キャンペーンを展開

- ・全ての国民を対象にした、分かりやすく、具体的な自殺対策キャンペーンを実施する。例えば、「睡眠に着目した“お父さん、眠れてる？”キャンペーン（仮称）」「声掛け運動（仮称）」等。
- ・報道機関にも連携を呼びかけて自殺対策キャンペーンを重点広報するとともに、適切な自殺報道に資するための「自殺予防・メディア関係者のための手引き（世界保健機関作成）」の周知も図る。
- ・自殺対策やうつ関連の図書の特集や相談先を記したリーフレットの配布など、全国の図書館等の公共施設を活用した啓発活動を展開する。

### 2. 3月までの100日間で実施すべき4つの緊急的施策

#### (1) 自殺実態（地域別、時期別、危機経路別）に基づく対策の立案

- ・その時々の自殺実態を、「地域別」「時期別」「職業別」「年代別」等の特徴に基づいて適宜解析し、常に現場の対策に反映させられるような仕組みを作る。
- ・政府や自治体、様々な組織や民間団体等が有している自殺実態に関わる資料や統計を収集し、対策に活かすための報告書を作成する。

## (2) 失業者や経営者等のハイリスク群を対象とした総合的支援

- ・自殺リスクの急激な高まりに対処するためには、そのような自殺ハイリスク者（群）が、直面している問題を一人で抱え込まずに適切な支援策へと速やかに辿りつけるようにすることが重要である。
- ・年末・年度末に向けて、失業者や生活困窮者の自殺リスクが高まることが懸念されるので、緊急雇用対策と緊密な連動を図りながら、全国のハローワークにおいて総合的なワンストップサービスを行う。（総合的な支援が実施できない場合でも、「法律の無料相談」「心の健康相談」だけは行うように、地方公共団体等に働きかける。）

### 【資料③失業者の自殺リスク】

- ・年度末に決算期を迎えて、資金繰りが厳しい中小・零細企業経営者の自殺リスクが高まることも懸念される。経済的あるいは実務的な支援だけでなく、商工会議所等と連携し、心の健康支援もあわせて実施するよう呼びかける。

## (3) 自殺多発地（ハイリスク地）を拠点にした総合的支援

- ・自殺が多く起きている、いわゆる自殺多発地は、見方を変えれば「生きる支援」の重要な拠点となり得る。現在こういった取り組みが行われているかを調査し、総合的な支援が円滑に行われるような体制作りを努める。

## (4) 支援策を最大限活用するためのツール開発

- ・問題を抱えた人の中には、支援策の存在を知らないが故に問題解決に辿りつけずにいる人が少なくない。様々な分野の「生きる支援策」を当事者にとって使いやすいようにする整理する必要がある。そのため、フローチャート式の「生きる支援のガイドブック（仮称）」を作成する。【資料④生きる支援のフローチャート】
- ・インターネット技術を活用した生きる支援策の検索サイトを設置し、各地域の相談窓口や支援策に関する情報を、誰もが簡単に探せるような環境を整える。

## 3. 中期的な視点に立った施策

戦略チームの議論で出された「中期的な視点に立った施策」は次のとおりである。これらについては、今後、「政治主導」で関係府省と調整を進

め、一つでも多く実現できるように取り組むこととし、実現できることとなったものについては、政府全体の「行動計画」として、自殺総合対策会議等において正式に決定すべきである。

#### (1) 社会全体で自殺対策に取り組む

- ・「自殺対策強化月間（仮称）」（再掲）
- ・先進的な取り組み事例の普及
- ・関係団体、経済団体、労働団体等との連携

#### (2) 相談・早期対応体制を充実・強化する

- ・ハローワークにおける心の健康相談等（再掲）
- ・法テラスにおける法律相談
- ・商工会議所等における経営者向け相談等（再掲）
- ・多重債務者相談（再掲）
- ・相談員向け「生きる支援マニュアル（仮称）」
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携強化
- ・ゲートキーパー（かかりつけ医、消費者相談員、等）の育成

#### (3) 状況分析や実態解明を進めて効果的な対策を講ずる

- ・自殺統計（含む市区町村別データ）の解析、情報提供等
- ・子どもの自殺の背景調査のあり方

#### (4) 制度・慣行にまで踏み込んだ対策に向けて検討する

- ・連帯保証人制度
- ・政府系金融機関の個人保証（連帯保証）

#### (5) ハイリスク地・ハイリスク者について重点的に対策を講ずる

- ・鉄道自殺対策
- ・アルコール・薬物依存者、自傷行為・摂食障害者へのケア
- ・高層ビル等の転落防止策
- ・「ホットスポット」における支援
- ・インターネット上の自殺関連情報対策

#### (6) 自殺未遂者のための支援を強化する

- ・自殺未遂者が集える場所作り
- ・自殺未遂者を支えるための支援体制の構築（各地域で）

#### (7) 自殺者の遺族のための支援を強化する

- ・総合的な遺族支援体制の構築（各地域で）
- ・ファシリテーターの養成

#### (8) 推進体制を強化する

- ・内閣府に総合対策センター機能を付加し、政府一体となって自殺対策を推進するために必要な体制の整備、強化

#### (9) 地域のワンストップ総合相談体制のあり方を検討する

- ・専門分野ごとの窓口を統合し、ワンストップで総合的な相談に対応することのできる「ワンストップ地域総合相談センター（仮称）」の整備のあり方を検討



### Ⅲ. 対策を進めるにあたって

#### 1. 自殺対策に関連する社会資源の最大限活用

##### (1) 民間団体との連携強化

・自殺対策を進める上で、民間団体の活動は不可欠である。しかし、民間団体の多くは人員、予算等の活動基盤が脆弱で、活動のノウハウの蓄積も不十分な段階にあるため、地域の自殺対策の一翼をしっかりと担っていけるようにするためには、長期的な視点に立ってその活動を支援していくことが必要である。そして、そのような支援を拡充していくためにも、行政と民間団体とが相補い合って「生きるための総合支援」を提供していくという発想で、施策の実施に当たっては、民間団体を活用できるものについては積極的に民間団体を活用していくべきである。

・また、社会全体で自殺対策に取り組むとの観点から、直接自殺対策を展開している民間団体以外の、広い意味で自殺対策に資する活動を展開している団体、共同で普及啓発事業等を展開し得る組織・体制を有する団体等、幅広い団体との連携を図っていくべきである。

##### (2) 地域自殺対策緊急強化基金の活用

・地域自殺対策緊急強化基金は、その造成される地方公共団体において、地域の実情等も踏まえて、主体的に活用されるべきものであることが大前提である。しかし、本プランの基本方針を実現するため、地方公共団体の理解も得つつ、同基金を戦略的に活用することにより、地域における自殺対策の方向付けをしていくべきである。

#### 2. 縦割りを超えた他分野施策との積極的な連携・連動

自殺対策は、自殺の背景にある様々な問題への対策と重複する部分が少なくない。そのため、関係機関との情報交換を緊密に行いながら、双方の対策を連動させて推進していく必要がある。無駄を省き、効果的に対策を実施するために、縦割りを超えた他分野施策との積極的な連携・連動を行っていく。

##### (1) 緊急雇用対策との連動（再掲）

・年末・年度末に向けて、失業者や生活困窮者の自殺リスクが高ま

ることが懸念されるので、緊急雇用対策と緊密な連動を図りながら、全国のハローワークにおいて総合的なワンストップサービスを行う。(総合的な支援が実施できない場合でも、「法律の無料相談」「心の健康相談」だけは行うように、地方公共団体等に働きかける。)

## (2) 多重債務者支援との連動

- ・多重債務者が身近な場所で相談できるようにするため、多重債務者対策本部が実施している「多重債務者相談強化キャンペーン 2009」において自殺ハイリスク者への配慮の徹底を要請する。
- ・3月の「自殺対策強化月間（仮称）」において多重債務者向けの相談強化キャンペーンの追加実施を多重債務者対策本部に要請する。
- ・地方公共団体において多重債務者相談を実施するよう要請する。

## (3) 中小・零細企業支援との連動

- ・経営が厳しい中小・零細企業経営者が各地の商工会議所等、身近な場所で相談できるようにする必要がある。そのため、すでに実施されている中小・零細企業支援と連動させながら、相談において自殺ハイリスク者への配慮の徹底を要請する。
- ・3月の「自殺対策強化月間（仮称）」において商工会議所、商工会等で経営者向け心の健康相談等の実施を要請する。
- ・地方公共団体において中小・零細企業経営者向け相談を実施するよう要請する。

# 自殺対策緊急戦略チーム構成員名簿

平成 21 年 11 月 27 日現在

(政務三役)

福島 みずほ 内閣府特命担当大臣 (自殺対策)

大島 敦 内閣府副大臣 (自殺対策)

泉 健太 内閣府大臣政務官 (自殺対策)

(内閣府本府参与)

清水 康之 NPO 法人 自殺対策支援センターライフリンク代表

本橋 豊 秋田大学医学部長

※敬称略、有識者については五十音順。